

塗膜分析について

最終改訂日 令和4年5月23日



①労働者の健康障害防止に関して

含有試験

有害物質	基準	適用
鉛	0.06%以上 (600 mg/kg) 層毎に判断	鉛中毒予防規則
クロム	1%を超える (10,000 mg/kg)	特定化学物質障害予防規則
PCB	1%を超える (10,000 mg/kg)	特定化学物質障害予防規則
コールタール	5%を超える	特定化学物質障害予防規則

②廃棄物の処分にに関して

含有試験

有害物質	基準	適用
PCB	100000mg/kg 超	高濃度 PCB 含有廃棄物
	100000mg/kg 以下かつ 0.5mg/kg 超	低濃度 PCB 含有廃棄物
	0.5mg/kg 以下	産業廃棄物 (PCB は含有していない)

溶出試験 (特別管理廃棄物)

有害物質	基準	適用
鉛	0.3mg/L 超過	特別管理廃棄物の判定基準
六価クロム	1.5 mg/L 超過	特別管理廃棄物の判定基準

上記項目以外の必要な分析項目は処分業者に問い合わせして下さい。

③法令・通知・マニュアル等

廃棄物の種類 (銧さい、汚泥、廃プラ) や、分析項目が処分業者及び行政 (都道府県) によって、考え方が様々です。「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」の遵守

厚生労働省 (平成 26 年 5 月 30 日)

- 発注者は、**有害物質の情報を受注者に伝える**。塗膜中の有害物質の調査やばく露防止対策について**必要な経費等の配慮**を行う。
- 塗料の剥離等作業を請け負う事業者は、発注者に問い合わせる等して、**当該塗料の成分を把握**すること。また、鉛中毒障害予防規則等関係法令に従い、**湿式による作業の実施、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用等を実施**すること。

「鋼構造物塗膜調査マニュアル」 一般社団法人日本鋼構造協会 (平成 30 年 2 月改正)

- 塗替え塗装のための調査として、作業者の健康への影響や周辺環境の汚染を未然に防ぐために**有害物質調査を行う**。
- 有害物質調査は、**塗膜に含まれる有害物質の種類や含有量を把握**するために、**塗替え塗装前及び必要に応じて行う**。

「鉛中毒予防規則等の含鉛塗料の適用について」 厚生労働省 基安化発 0730 第 1 号 (平成 30 年 7 月)

- 塗膜中の鉛質量分率が **0.06%以下であれば「含鉛塗料」に該当しない**。
- 含鉛塗料の層以外の層により**含有量が薄まることを差し引いた上で当該塗膜中に「含鉛塗料」の層がある否かを判断**すること。

「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」(通知) 環境省

環循規発第 1903283 号 環循施発第 1903281 号 (平成 31 年 3 月)

- PCB の含有濃度が **0.5mg/kg 以下**となる場合は、**低濃度 PCB 汚染物に該当しない**ものと判断する。

「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について」(通知) 環境省

環循規発第 1910114 号 環循施発第 1910113 号 (令和元 年 10 月)

- サンプリング実施するうえで基本的な方法を示す。

美しく
豊かな
環境を未来へ

～環境相談はエマテック～



一般財団法人
関西環境管理技術センター

Environmental Management and Technology Center
EMATEC (エマテック) TEL 06-6583-3262